
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 243 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 243 回金融商品専門委員会（2025 年 7 月 30 日開催）において、経過措置の検討及び他の企業会計基準等の修正案に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（経過措置の検討についての意見）

全体的な意見

2. 事務局提案の方向性に同意する。
3. 実効金利法による償却原価法の導入と同時に、満期保有目的の債券の売却原価の算定方法の変更や金利差額調整法が適用される償却原価の定額法から利息法への変更を行うことが想定される。このような変更が、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するのか、遡及適用が求められるのかについて明確化することを検討して頂きたい。

遡及適用に関する経過措置についての意見

4. 資料(2)第 14 項の事務局提案に同意する。
5. 引当金は期末時点における見積りであり、過去に遡及して会計処理する性質のものではないと考える。この点、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の遡及適用についての定め解釈は難しく、遡及適用して修正再表示することは負担が大きいと考えることから、一律に遡及適用を禁止した方がよいと考える。また、一律に遡及適用を禁止することにより比較可能性が高まるという利点もあることから、資料(2)第 14 項の事務局提案に同意する。
6. 仮に IFRS 第 9 号と同様の定めを設けたとしても、遡及適用が容認されるのみであり、事後的判断の論点があることからコストと便益の比較により、修正再表示を行わないという結論となると考えるものの、一律に遡及適用を禁止すれば当初から検討が不要となるため、資料(2)第 14 項の事務局提案に同意する。

- 一律に遡及適用を禁止する場合、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントについては、移行日において予想信用損失の金額と発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額とを比較することとなるのか確認したい。

SICRの判定に関する経過措置についての意見

- 資料(2)第19項の事務局提案に同意する。
- 信用リスクが低いと判断される場合に関する定めを適用して12か月の予想信用損失を算定することができるのであれば、信用リスクの著しい増大が生じているか不明な場合は全期間の予想信用損失を算定するというIFRS第9号と同様の規定を取り入れることは妥当であると考えため、資料(2)第19項の事務局提案に同意する。

分類及び測定に関する経過措置についての意見

- 今般の金融商品会計基準等の改正における金融商品の分類及び測定の変更は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」からIFRS第9号への移行における状況とは異なるという資料(2)第23項の事務局の分析に同意する。
- 実効金利法による償却原価法は日本基準としては新たな手法であるため、手数料や取引コストを過去に遡って収集することは実務上困難な場合があると考え。この点、資料(2)第28項及び第29項の事務局の分析には同意するものの、基準本文において「貸付金及び債権に関する実効金利法が遡及適用することが実務上困難な場合に関しては、基準改正前の帳簿価額ないしは償却原価法に基づいて算定された価額を新たな償却原価法とする」等と明記し、この解釈について結論の背景等に記載する方法もあると考えため、検討して頂きたい。
- 手数料だけではなく、取引コストやポイントについても過去のデータの収集が困難なものがあると考えられる。この点、資料(2)第28項及び第29項においては手数料についてのみ経過措置を提案しているが、経過措置の対象範囲が狭いと考え。
- 経過措置を適用する要件である「実効金利法を遡及適用することが実務上不可能な場合」の「実務上不可能」がIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における「実務上不可能」と同じ意味である場合、適用のハードルが高くなると考える。この点、SICRの判定に関する経過措置の表現や「実務上困難」等のハードルを低くする表現を用いることを検討して頂きたい。
- 実効金利法による償却原価法に関する過去のデータの収集が可能な範囲は、各社のシステムによって異なると考えられる。このため、企業会計基準適用指針第33号「リースに

関する会計基準の適用指針」における経過措置のように 1 件ごとに経過措置を適用するかどうかを選択できるようにすることを検討して頂きたい。

15. 貸付金代替性私募債を貸付金として取り扱うことによるその他有価証券または満期保有目的の債券から貸付金への分類変更及び関連する測定の変更においても、実務上困難な場合は、例えば時価評価前の帳簿価額を用いることを許容して頂きたい。

適用開始に関する開示についての意見

16. 金融商品の種類別に開示するとしたうえで IFRS 第 9 号の適用開始に関する IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の定めを取り入れる事務局提案に同意する。ただし、改正した金融商品会計基準等の適用前後両方の金額の開示を要求しないという IFRS 第 7 号第 42Q 項に相当する説明を会計基準の本文又は結論の背景に記載することを検討して頂きたい。
17. 資料(2)第 35 項において提案している金融商品の種類別の開示について、満期保有目的の債券、貸付金、貸付金代替性私募債、貸出コミットメント等及び金融保証契約というような粒度を想定しているか確認したい。この点、細かな粒度とするとこの開示のみのためにシステムのデータを調整する必要が生じることが懸念されるため、文案を作成する際に留意して頂きたい。

(他の企業会計基準等の修正案に関する検討についての意見)

関連当事者基準等の修正案についての意見

18. 「貸倒懸念債権及び破産更生債権」を「信用減損債権」に置き換えているが、実質的に開示の範囲が狭まることとなるのか確認したい。
19. 企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」の修正案の第 8 項の「予想信用損失の金額」について、引当金の額を意味するのか、損益の額を意味するのか明確ではないと考える。この点、「予想信用損失の繰入額」等の損益を意味することが明確な表現とすることを検討して頂きたい。

実務対応報告第 6 号の修正案についての意見

20. 修正イメージにおける「消滅した債権の帳簿価額は、取得原価又は償却原価から貸倒引当金を控除した後の金額をいう」について、「取得原価」が必要か確認して頂きたい。

21. 修正イメージにおいて「総括的な」という用語を用いているが、「金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針」において用いられている「集合的な」という用語とする必要がないか確認して頂きたい。

移管指針第1号の改正案についての意見

22. 移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（以下「移管指針第1号」という。）第17項は、原債権者が手数料を受領したときの会計処理について定めており、実効金利法による償却原価の適用とは関係がないため、改正する必要はないと考える。
23. 移管指針第1号第17項、第18項及び設例について削除するのではなく、実効金利法による償却原価法の会計処理と整合する文言に見直して残すことを検討して頂きたい。例えば、第17項は元利金徴収に関する手数料に文言を見直す、第18項は実効金利法による償却原価法と整合するように文言を見直す、設例についてはアンダーパー又はオーバーパーで購入した場合のその他資産及びその他負債を貸出金の調整項目とすることが考えられる。

以 上